

○農林水産省令第二号

海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第二十三条第五項並びに海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第三条の八及び第四条並びに地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第二百十二号）第一條の規定に基づき、海岸法施行規則及び地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

（海岸法施行規則の一部改正）

海岸法施行規則及び地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令

農林水産大臣 野上浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第一条 海岸法施行規則（昭和三十一年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

農林省
建設省

別記様式第二中〔印〕及び備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第七中〔印〕及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一括つ繰り上げる。

別記様式第七の二中〔印〕及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考6までを一括つ繰り上げる。

（地すべり等防止法施行規則の一部改正）

第二条 地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

農林省
建設省

別記様式第七中〔印〕及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一括つ繰り上げる。

附 則

（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○農林水産省令第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六十二条第一項の規定に基づき、農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

農林水産大臣 野上浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令 第二号の一部を次のように改正する。

別記様式中〔印〕を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令 第二号の一部を次のように改正する。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○国土交通省令第九十八号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

（押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令）

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条 船舶法施行細則（明治三十二年通商省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中〔印〕及び備考8を削る。

第五号書式中〔印〕及び備考11を削る。

第八号書式及び第九号書式中〔印〕及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第二条 鉄道抵当法施行規則（明治三十八年通商省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中〔印〕及び備考8を削る。

第三条第一項及び第四条中〔署名捺印シ〕を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第五条中〔署名捺印スペシ〕を「氏名ヲ記載スペシ」に改める。

第十条中〔署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス〕を「氏名ヲ記載スペシ」に改める。

第十一条第一項中〔署名捺印スペシ〕を「氏名ヲ記載スペシ」に改める。

第十二条中〔記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役ニ署名捺印スペシ〕を「記載スペシ」に改め、同条第二号中〔名称〕を「氏名又ハ名称」に改める。

第十三条ノ二第一項中〔署名捺印スペシ〕を「氏名又ハ名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第十八条中〔署名捺印シ〕を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十八条中〔署名捺印スペシ〕を「氏名又ハ名称ヲ記載スペシ」に、同条第一号中〔名称〕を「氏名又ハ名称」に改める。

第二十八条の二を削る。

（船用品検査試験規則の一部改正）

第三条 船用品検査試験規則（大正九年通商省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中〔印〕を削る。

（軌道法施行規則の一部改正）

第四条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中〔連署ノ上左ノ〕を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改め、同条第二項中〔連署ノ上〕を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十六条中〔連署〔新設分割ノ場合ニ於テハ署名〕ノ上左ノ〕を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。

第十一号様式中「(印)」及び注2を削り、注1を注1へと改め。
 第十四号様式及び第十六号様式中「(印)」及び備考2を削り、備考1を備考1へと改め。
 第十七号様式中「(印)」及び備考2を削り、備考3を備考2へと改め。
 第十八号様式及び第十九号様式中「(印)」及び注2を削り、注1を注1へと改め。
 (測量法施行規則の一部改正)

第十一条 測量法施行規則(昭和二十九年建設省令第十六号)の一部を次のものに改正する。

別表第一の三中「(印)」及び備考4を削り、

別表第一中「(氏名)　印」や「(氏名)　印」を削る。

別表第四から別表第六までの様式中「(印)」を削る。

別表第七中「(署名)」を削る。

別表第八中「(印)」及び「(署名)」を削る。

別表第十中「(印)」を削る。

別表第十一中「(印)」を削る。

別表第十二中「(印)」を削る。

別表第十三中「(印)」を削る。

別表第十四中「(印)」を削る。

別表第十五中「(印)」を削る。

別表第十六中「(印)」を削る。

別表第十七中「(印)」を削る。

別表第十八中「(印)」を削る。

別表第十九中「(印)」を削る。

別表第二十中「(印)」を削る。

別表第二十一中「(印)」を削る。

別表第二十二中「(印)」を削る。

別表第二十三中「(印)」を削る。

別表第二十四中「(印)」を削る。

別表第二十五中「(印)」を削る。

別表第二十六中「(印)」を削る。

別表第二十七中「(印)」を削る。

別表第二十八中「(印)」を削る。

別表第二十九中「(印)」を削る。

別表第三十中「(印)」を削る。

別表第三十一中「(印)」を削る。

別表第三十二中「(印)」を削る。

別表第三十三中「(印)」を削る。

別表第三十四中「(印)」を削る。

別表第三十五中「(印)」を削る。

別表第三十六中「(印)」を削る。

別表第三十七中「(印)」を削る。

別表第三十八中「(印)」を削る。

別表第三十九中「(印)」を削る。

別表第四十中「(印)」を削る。

別表第四十一中「(印)」を削る。

別表第四十二中「(印)」を削る。

別表第四十三中「(印)」を削る。

別表第四十四中「(印)」を削る。

別表第四十五中「(印)」を削る。

別表第四十六中「(印)」を削る。

別表第四十七中「(印)」を削る。

別表第四十八中「(印)」を削る。

別表第四十九中「(印)」を削る。

別表第五十中「(印)」を削る。

別表第五十一中「(印)」を削る。

別表第五十二中「(印)」を削る。

別表第五十三中「(印)」を削る。

別表第五十四中「(印)」を削る。

別表第五十五中「(印)」を削る。

別記第一号様式及び別記第一号の二様式中「(署名)」を削る。
 別記第一号様式中「(印)」を削る。

※受付担当者確認欄
□

別記第一号様式及び別記第一号の二様式中「(署名)」を削る。

別記第一号様式中「(印)」を削る。

別記第一号様式及び別記第一号の二様式中「(署名)」を削る。
 別記第一号様式中「(印)」を削る。

※受付担当者確認欄
□

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則)
第百四十五条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。
別記様式第三号中「印並びに」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正)

第一百四十六条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十五号)の

一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

第二号様式、第四号様式及び第六号様式中「印」を削る。

第七号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

第八号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

第十二号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「印」を削る。

第十五号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

第十六号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

(国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正)

第一百四十七条 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則(平成三十一年国土交通省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第三号様式中「印」及び注3を削る。

第七号様式中「印」及び注3を削る。

第八号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第九号様式、第十号様式及び第十二号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第十五号様式中「印」及び注3を削る。

第十六号様式から第十八号様式までの様式及び第二十一号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

(国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第一百四十八条 国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則(平成三十一年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

(国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部改正)

第一百四十九条 国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則(令和元年国土交通省令第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第一号中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一ずつ繰り上げる。

(自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正)
第百五十条 自動車の特定改造等の許可に関する省令(令和二年国土交通省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「印並びに」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(施行期日)

この省令は、令和二年一月一日から施行する。

(経過措置)

この省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○国土交通省令第九十九号
特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第七条第一項、第九条第二項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項第七号、第三項及び第五項、第十六条第一項及び第三項、第十七条第一項並びに第十九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令を次のように定める。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
令和二年十二月二十三日

特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令

(審査方針の策定の提案の添付書類)

第一条 特定複合観光施設区域整備法(以下「法」という。)第七条第一項の国土交通省令で定める書類は、法第六条第二項第五号から第七号までに掲げる事項を記載した書類とする。

(区域整備計画の内容)

第二条 区域整備計画においては、基本方針及び実施方針に即し、次に掲げる事項その他の国土交通大臣が告示で定める事項を明らかにするものとする。

一 特定複合観光施設の名称、所在地及びその概要
二 設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及び住所

三 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。第四条第五号において同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

四 特定複合観光施設の床面積の合計

五 設置運営事業等の工程
(区域整備計画の添付書類)

第三条 区域整備計画には、次に掲げる書類その他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付しなければならない。

- 一 特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類
- 二 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図(認定区域整備計画の軽微な変更)

第四条 法第十一條第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 特定複合観光施設区域の所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)
- 二 認定設置運営事業者等の名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更(当該代表者の変更を伴うものも含む。)

三 特定複合観光施設の名称又は所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)